

減額返還制度

(平成23年1月導入)

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万円以下など)を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。(平成26年度:16,017件を承認)

返還期限猶予制度

- 在学猶予(平成26年度:152,879件を承認)

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。

- 一般猶予(平成26年度:137,561件を承認)

右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

【参考】返還期限猶予の承認事由(平成26年度)

●経済困難・失業中等:87.4% ●病氣中:6.8% ●生活保護:2.5% など

返還免除制度

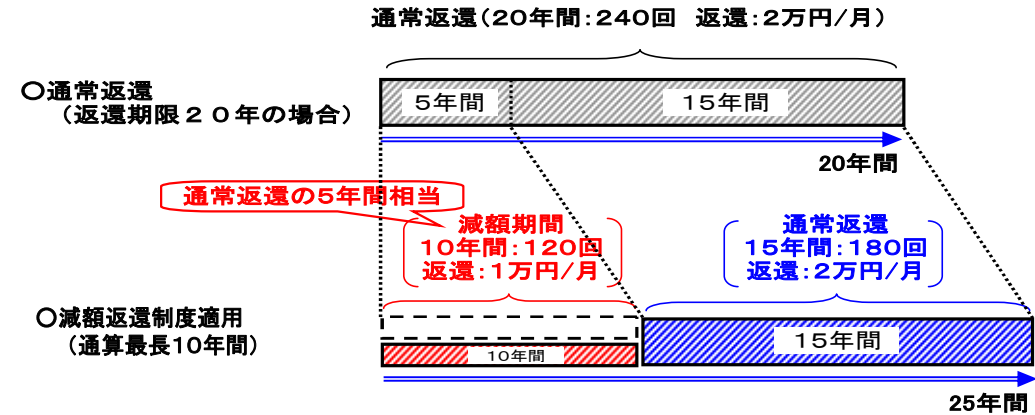
- 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象) (平成26年度免除実績:1,579件(25億円))

- 特に優れた業績による返還免除(平成16年4月以降の採用者より適用)

・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。(平成26年度免除実績:9,472件(126億円))

・大学院博士課程に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度を導入。(平成27年度)



猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
病氣中	
生活保護	※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 ※2 卒業後1年以内に限る。
経済困難(年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下)・失業中等	